

登録手続き必要書類一覧表（法人タクシー）

※ 単位地域の例

(内の書類は、会社でそろえるもの)

種 別		提 出（ 提 示 ） 書 類							
法	(1) はじめて登録するとき	運転免許証	写真 1 枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し
	(2) 登録取消処分後に再び登録 するとき	運転免許証	写真 1 枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し
		【(6)②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません】							
	(3) 運転免許の停止（40日以上） および運転免許の失効によ り登録が消除され再び登録 するとき	運転免許証	写真 1 枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し
		【(6)の手続きが終了していない場合は、登録できません】							
	(4) 運転免許を更新したとき	(更新済み) 運転免許証	写真 1 枚	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—		
(5) 事業者が変わったとき	運転免許証	写真 1 枚	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	旧事業者から運転者証が返 納されていることが必要		
(6) 運転免許の 失効または 停止処分を 受けたとき ※再登録時は (3)を参照	①すべての場合 に必要	※運転免許停止に係るものは処分通知書 またはその写し			登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転免許の停止（40日以上、短縮関係ナシ）および失効で届出 が 7 日以上遅れている場合は、届出遅れの 本人 の理由書			
	②失効および40 日以上免停 の場合は①に 加えて必要	—	運転者証	運転者証返納 届(社印必要)	運転免許の停止（40日以上、短縮関係ナシ）および失効で運転 者証の返納が 7 日以上遅れている場合は、返納遅れの 会社 の 理由書				
人									

法 人	(7) 運転者証を紛失したとき		運転免許証	写真 1 枚	—	—	運転者証訂正・再交付申請書 (第十号様式)	てん末書	
	(8) 住所が変わったとき		(住所変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更等届出書 (第四号様式)	—	住民票の写し	
	(9) 氏名が変わったとき		(氏名変更済) 運転免許証	写真 1 枚	運転者証	登録事項変更等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・再交付申請書 (第十号様式)	—	住民票の写し または戸籍抄本
	(10) 運転者証を破ったり汚したとき		運転免許証	写真 1 枚	(破れ・汚れ) 運転者証	—	運転者証訂正・再交付申請書 (第十号様式)	—	—
	(11) 運転免許の種類や番号が変わったとき	有効期限が変わったとき	(新規変更済) 運転免許証	写真 1 枚	運転者証	登録事項変更等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・再交付申請書 (第十号様式)	—	—
有効期限が変わらないとき		(新規変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更等届出書 (第四号様式)	—	—	—	
主な注意事項	<p>1. 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)の場合は、直ちに(7日以内)必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。</p> <p>2. 住民票の写しおよび戸籍抄本は取得後6カ月以内のものでコピーは不可。</p> <p>3. 写真は、6カ月以内に写した5センチ角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3センチ以上のもの。</p> <p>4. 事業者は運転者が、退職または行政処分(運転免許の40日以上停止および失効含む)等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とともに、直ちに(7日以内)返納しなければなりません。</p>								

※ 指定地域においては、(1)～(3)の場合は、上記書類のほか合格証(第十七号様式)又は運転経歴証明書(第三号様式)(当該指定地域に係る申請前2年以内に90日以上乗務日数(暦日数ではありません))が必要となります。